

大学入試過去問題活用宣言について

1. 宣言への参加資格

宣言に参加するための資格は、次に掲げる基準のすべてに該当するものとする。

原則として、修業年限が4年制の大学（医学・薬学・獣医学にあっては6年制）

過去問題が広く公表されていること。（出版社等によるものを含む）

試験問題としての著作権が当該大学にあること。

2. 宣言への参加単位

原則として大学を単位とする。ただし、大学の学部でも大学として承認の得られているものにあつては、同様に扱うものとする。

3. 過去問題の利用について

利用する過去問題は、公表された資料、問題集等とする。

利用する過去問題は、原文又は改訂の制限を設けない。

過去問題の作成経過年限については、制限はしない。

4. 宣言参加大学の義務について

過去問題の利用は、アドミッションポリシーの実現のため必要と認める範囲で行うものとし、過去問題に依存することがあってはならない。

過去問題を利用することもある旨を、入試要項やホームページ等で公表すること。

過去問題を利用した場合は、入試問題を公表する際に、問題作成大学名、年度、当該問題の改訂の有無を併せて公表すること。

過去問題を利用した大学は、公表と同時にその事実を問題作成大学及び幹事大学に報告すること。幹事大学は過去問題の利用状況を公表する。

5. 著作権の許諾について

宣言参加大学間においては、過去問題の二次利用に関する著作権を許諾する。

利用した過去問題に「著作物」の引用がある場合は、二次利用に係る著作権等の許諾手続きは利用した大学が行う。

6. 連絡委員会について

宣言大学間における連絡調整のため、大学入試過去問題活用宣言連絡委員会を置く。

国公立大学6大学程度で構成する。

7. 幹事大学

連絡委員会に幹事大学を置き、幹事大学は連絡委員会で決定する。

8. ホームページの作成

幹事大学は、ホームページを作成し、本趣旨と参加大学を公表する。

当分の間、ホームページの作成費は幹事大学が負担するものとし、その他の必要な費用が生じた場合は、その都度協議する。